

参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和二十七年十二月四日(木曜日)午前
十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 甚五郎君
小林 政夫君
杉山 昌作君
森 八三三君
野澤 勝君
波多野 鼎君
松永 義雄君
堀木 謙三君
木村福八郎君

國務大臣

大蔵大臣

向井 忠晴君

政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵省主税局長 平田敏一郎君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 会専門員 小田 正義君
常任委員 会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主計 白石 正雄君
局法規課長 永野 正二君
水産庁生産部長 永野 正二君

農林事務官水産庁漁政部長 上田 忠造君
船政課長 上田 忠造君

本日の會議に付した事件

○漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○金融並びに租税一般に関する調査の件(金融機關における第二封鎖預金の處理に関する件)

○本委員会の運営に関する件

○委員長(中川以良君) 只今より委員會を開会いたします。

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず政府側より提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

第十三回國會において成立した漁船乗組員給与保険法が施行されることとなるに伴いまして、漁船乗組員給与保険にかかると政府の再保険事業の経理を、その保険事故の性質が、漁船損害補償法の規定による特殊保険事故と相互に関連性を有しております関係上、特殊保険にかかると政府の再保険事業に関する経理を取扱っている漁船再保険特別会計をして取扱わせることができるとのこととしております。

即ち、同特別会計に従来の普通保険、特殊保険及び業務の各勘定のほ

か、新たに給与保険勘定を設け、当分の間、漁船乗組員給与保険にかかると再保険に関する経理を取扱うことができるとすることと共に、その歳入及び歳出、決算上の剰余金又は不足金の処理、借入金、一時借入金、積立金の運用及び歳出予算の翌年度への繰越使用等に関する所要の規定を設けようとするものであります。

何とぞ、御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(中川以良君) なお、只今の法律案につきまして、白石主計局長より御説明を願います。

○説明員(白石正雄君) 漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

去る十三回の國會におきまして、漁船乗組員給与保険法が成立いたしましたのであります。それは本年の六月二十五日に公布せられまして、公布の日から六カ月を経過しない日のうちに実施せられなければならないことになつておるのであります。従いまして十二月下旬まではこれが施行になることとなります。その場合におきまして、漁船乗組員給与保険法によりまして、漁船乗組員給与保険にかかると政府の再保険事業にかかると事業所を有しております事業所との間におきまして、漁船乗組員の給与保険の保険契約を締結することになるわけでありまして、この保険に關しまして、政府は再保険契約をすることになつておりますので、政府とい

しましては、この再保険事業に関する特別の経理を設ける必要が生じて来るわけでありまして、この再保険事業は只今漁船損害補償法に基づきまして、漁船の損害保険を取扱っております。漁船再保険特別会計法の取扱っております経理と関連連しておりますので、同特別会計の中において経理を実施することが適当であらうと考えまして、この会計法の一部改正をいたしまして、その経理を実施しようとしておるわけでありまして、

先ず第一に、漁船再保険特別会計法の附則によつて、本経理を実施しようとした理由は、漁船乗組員給与保険法の第一條は、「この法律は、当分の間」という文字を用いておりまして、本法が暫定的なものであるということを予定しておりますので、従いまして、これに關する経理も又一応附則において取扱おうと考へた次第であります。附則は五項から成つておりまして、その第一項におきましては、現在漁船再保険特別会計におきましては、普通保険と特殊保険の二つを取扱っておりますのであります。そのほかに漁船乗組員給与保険にかかると再保険事業の経理をもこれによつて扱おうというのを先ず規定したわけでありまして、第二項におきましては、特に給与保険勘定という特別の勘定を設けるというのを規定しておるわけでありまして、第三項におきましては、この給与保険勘定の歳入歳出の内訳を規定しておるわけでありまして、そ

の歳入となりまゝするものは、再保険事業の経営上生じて来るものの再保険料、それから積立金より生ずる収入、借入金、それから給与保険法第二十九條によりまして漁船乗組員組合が解散した等の場合におきまして、剰余金がある場合は政府に對しまして納入をするということになつておりますので、その納付金及び附屬雑収入を歳入といたしまして、歳出といたしましては再保険金、再保険金の還付金、借入金、償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費を以て充てることとしておるわけでありまして、なおこの再保険経理をいたしますにつきましては、事務費その他の雑費を必要とするわけでありまして、これらの事務費につきましては、漁船損害補償法に基づきまして、現在の特別会計の中に特別の経理をしておるわけでありまして、従いまして、その同一の業務勘定におきまして、この漁船乗組員給与保険法に基づく再保険の事務費も又賄うようにしようとするものであります。その所要の歳入及び歳出を業務勘定の中において取扱うことができることとしておるわけでありまして、第四項であります。

第五項につきましては、決算上の剰余金、借入金、保有現金の運用、一時借入金、積立金の規定等につきまして、現在の普通保険勘定、特殊保険勘定と同一の規定によらうとするものであります。

以上がこの法律案の内容であります。

○委員長(中川以良君) なお本案に關して水産庁側の意見を徴したいと思ひます。

○説明員(上田忠造君) 終戦以來、この漁船の乗組員で相当多数の抑留者があるわけでございます。この抑留者に対しましては、抑留中にその雇主であつたところの事業主は俸給の支払は免れない筈になつておるわけでございます。まして、事業主といひまして、この乗組員の抑留によりまして事業は中止せざるを得ない状況にあり、且つ又俸給も支払わなければならぬというやうなことになるわけでございます。そのためにこの漁船の乗組員が抑留された場合におきまして、その抑留期間中の事業主の支払うべき給料、これをこの漁船乗組員給与保険によりまして補填をするというのがこの法律の建前でございまして、

先づこの保険を行う主体は漁船保険組合でございます。この漁船組合は漁船損害補償法に基いて設立された組合でございます。この漁船保険組合が元請保険をし、そしてその保険金額の百分の九十を政府が再保険することになつておるのでございます。それで保険に付けるもの、即ち保険契約者は雇主たる事業主でございます。で、これは漁船損害補償法の漁船保険と異なりまして、相互保険でなく保険契約に基くところの、丁度營業保險のやうな形をなした保険でございます。先づ事業主が保険に付けるところのものは、抑留中に事業主が乗組員に対して支払うところの給料、それを保険に付けるのでございまして、それは予め事

業主が乗組員の同意を得て定めた金額といたすのでございまして。そしてこの保険料の支払はすべて事業主において負担することになつておるのでございます。各船ごとの乗組員が半数以上の要求があつた場合には、この漁船乗組員給与保険に事業主が付けないければならないということになつておるのでございます。それで乗組員が抑留された場合には、その抑留されたときから抑留が終つたときまで保険組合が保険金を支払うことになるのでござい

ます。そしてその保険金は要するに事業主が乗組員に対して支払うところの給料に代るべきものでございまして、その限度におきまして、事業主は乗組員に対する給料の支払を免れるわけでございます。

以上のように、この乗組員に対して事業主が支払うべき給料につきまして保険を付けるということによりまして、半面におきまして事業主の俸給支払の責を免がれしめ、半面におきまして、事業主が抑留中に給料を支払うということが若しできないやうな場合におけるところの乗組員を擁護しようというところになつておるわけでございます。

そこでこの保険の本年度の十二月以降の予算を見積つておるわけでございます。この總額といたしまして収入が一千二百九十万九千円になつておるのでございまして。このうち保険料収入が七百八十八万四千円、これだけにつきまして、若し保険金支払に不足を生ずるやうなことがあつてはならないということとを考慮いたしまして、借入金について五百万円を決議してやるわけでございます。このほかに雑収入として十万

一千円を見積つておる次第でございます。

以上が大体この制度の概要と予算の關係でございます。

○委員長(中川以良君) 本案に對しまして、これから質疑に入るのでございますが、本日は一般論の御質疑を願ひまして、一応本日は簡単な質疑でございまして、又資料の要求等をなさつて頂きまして、次の所得税の問題に移りたいと思ひますが、それではよろしくございまして、

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは御質疑をお願いいたします。

○木村福太郎君 この提出された資料を見ますと、非常に拿捕、抑留と言いますか、非常に多いのですが、これをもう少し詳しく御説明願ひたいのです。その最近の状況、今後の見通しですね。こういうふうに非常に激増すれば、更に又繰入れの問題は今後も多くなつて来ると思はれるので、その実情をもう少し詳しく、なぜ昨年十二月頃から非常に殖えておるか。こういうことになつておりますか、説明では……

一つ／＼というところは申しませんが、その実情を詳しく御説明願ひたいのです。今後の見通しはどうでありますか。水産庁のほうの漁船保険課から出された資料……

○説明員(永野正二君) 只今のお尋ねによりまして、日本漁船の拿捕の状況につきまして概略御説明を申上げたいと思ひます。御承知の通り講和條約が發効するまで、日本の漁船はマツカサ・ラインというもので行動が制限せられておつたのでございまして。當時はこのライン

を出しても相手国と申しますか、利害關係がこの漁船を拿捕するといふやうなことは認められておらなかつたのでありますけれども、これに名を借りまして我が方の漁船を拿捕し、その船員を抑留したいという例が相当多かつたのでございまして。講和條約が發効いたしましてから、当然日本の漁船も公海における操業の自由を回復いたしたわけでございます。相手国の領海侵犯というやうなことがない限りは、これを拿捕するといふことは当然國際法上の不當行為になるわけでございます。

けれども、たま／＼中央と國府政府との間の戰闘行為が激しかつた時分に、その交通機關としての価値からであらうと思ふのでありますが、あの間の海域に出ました船に対しては相當拿捕が行われた。又韓国のほうからは、朝鮮半島の戰闘が激しくなつた時分に、これと同じやうな理由からであらうと思ひますが、船の一種の掠奪とも申すべき拿捕が相當多かつたのでござい

ます。講和條約發効と共に、韓国の關係は殆んど本年の八月頃まで、この船の拿捕といふことは全く影をひそめておつたのでございまして、八月の中旬及び九月の中旬と二回に亘りまして合計三隻の船が韓国の手によつて拿捕されておる。これは先方の申します理由には、領海を侵犯したといふことでござい

ますけれども、我が方が漁船のほうから無電その他の方法で入手しましたところによりまして、この漁船は公海の上で明らかに拿捕されたものであるといふふうに我々は考へております。

それから中共の關係でございまして、これは只今も御質問の中に御指摘がございました通り、我が方が講和條

約の調印をいたしました前後におきまして、たま／＼非常に多くの拿捕があつたことは事實でございまして、講和發効後の方面も一時影をひそめておつたのでございましてけれども、本年の六月を以て開始いたしました、最近に至りまして相當中共による拿捕が積極的に行われておるやうな状況でございまして。船の数で申しますと十五隻、これは本年の十一月十三日現在でございまして、講和發効後におきま

す。それから北のほうのソ連との關係でございまして、これは領土と申しますか、勢力範圍の地域が非常に近接いたし、且つ錯綜いたしておりますので、この点の領海の境界というものはなか／＼普通の漁船にはつきりしない点が多いのでございまして。従いまして日本の漁船としては、善意に相手國の領海以外で操業しておつたといふつもりであるにかかわらず、相手國のほうから見ますと、相手國の領海を侵犯したといふやうな見方が成立し得るわけでございます。こういう見方からいたしまして、過去におきまして相當に拿捕が行われておつたのでござい

ます。我が方の漁船の行動がだん／＼訓練された結果だと思ふのでございまして、合計三十五隻の船が先ほど申上げました十一月十三日現在で一応向うに拿捕されたのでございまして、その殆んど大部分、三十三隻がすでに船が歸つておるわけでございます。未だ歸らない拿捕船といふものは二隻にとどまつております。

二

第六部 大蔵委員会會議録第五号

せん。今後はこの問題につきましては、相当困難な事情もあるかと存じますけれども、外交当局を通じて、一日も早く正常な話し合いのできる時期

たしました。船長その他主要な船員が
なお韓国側の拘留するところとなつて
おるわけでございます。

○木村禧八郎君　そうすると、韓国側

の取締船をこの才覚に成るべく數多く行動させまして、漁船の位置の確認その他の情勢につままして、常時漁船と連絡をとるといふことをいたしたいと

○説明員(永野正三君) 韓国側の領海の主張ではなく、漁業に対する管轄権の主張として、先ほど申上げました李承晩宣言という主張がございます

が、その主張を相手国に対してそのま
ま具体化するということにつきましては
は、必ずしも明らかでございせん。
李承晩ラインというものは韓国が
漁業についての管轄権を持つというこ
とを主張し、希望をしておる状態であ
る、こういうふうな我々は判断をいた
しております。それで先ほどの拿捕に
つきましては、やはり領海三海里の中
に入つておたつたことを理由にいた
して拿捕をしたのであります。

○波多野鼎君 こちら側の調査ではど
の辺におつたのですか。
○説明員(永野正二君) 私どもの調査
では、済州島の東の端から三十海里大
離れたところで拿捕が行われた。それ
から後の九月の二件につきましては、
これは同じところで拿捕されたわけで
ございまして、大体済州島の東から二
十海里離れたところであると、乗組員を
いづ／＼調べました結果、そういうこ
とであります。

○波多野鼎君 その位置は領海と李承
晩ラインとの間ですか。
○説明員(永野正二君) 勿論先方の申
しておられます李承晩ラインの中でござ
います。

○波多野鼎君 領海からはうんと離れ
ていますか。領海三海里から……
○説明員(永野正二君) 只今申し上げま
したように、三十海里マインス三海の二
十七海里、又は二十海里マインス三海の十
七海里は少くとも離れております。

○委員長(中川以良君) お諮りいたし
ますが、本日政府側より銀行の第二
封鎖預金の払戻の件につきまして、本
委員会において説明をいたしたいこと
を求められておりますので、只今議題
に供しました法律案に対する質疑はこ

れを以て打ち切りまして、その説明を聴
取いたしたいと存じますが、如何でござ
いましょうか。

○委員(中川以良君) それでは適當
な機会に呼ぶことにいたします。
なお今の資料の御要求はございませ
んでしよう。

○堀本三君 大体今年の補正予算に
組んだものの基礎になる細かいものが
あるでしょう。どういう見込みで、ど
ういうふうに入歳出についてそれは
出ておりますか。

○説明員(白石正雄君) 予算書の十五
頁のところに、給与保険勘定といたし
まして、歳入歳出千二百九十萬九千円
というように計上しております。その
内訳をいたしまして、給与の再保険料
は七百八千円と、こうなっております。
これは大体今年まで三カ年くらいは
実績を実績と申しますのは、これは
漁船の損害保険のほうは数字から抑留
者その他を推定したわけでございませ
んが、そういうものから推定いたし
まして、十二月以降本年度内に一万二
千三百二十人程度の加入者があるだろ
う。一月月額一萬円といたしまして、
四カ月で大体四萬円になる。そういう
しますと、給与の総額が四百九十二萬
八千円と相成ります。これに對しまし
て、過去の抑留せられた者と、その地
域に出漁いたしました者との比率をと
りますと、大体一・五八%になつて
おりますので、保険料を一・五八%
と、かように考えますと、七百七十八

万六千円という保険料が入つて来る
というように推定されます。これに對し
まして、政府の再保険事業はその九
割を再保険するというに予定して
おりますので、その九割といたし
まして、七百八千円、これを再保険
料の歳入と見ておるわけであります。
なお借入金といたしまして五百萬円を
予定しておりますが、これは差当り保
險料が入つて来る前に保険事故が発生
をいたしまして、資金のほうが必要で
あるというふうな事態も一応予想せら
れますので、概算的に五百萬円の借
入金を予定しておるわけであります。
大体数字といたしましては以上のよ
うな状態でありませう。

○堀本三君 大体今の御説明でわか
るのですが、予算書の今御説明になつ
た基礎的な推定のものがどういうふう
になつて、どうなつていられるかという
内訳ですね。さつき水産庁のほうからも
収入については大体の結果的のものはお
話になつたし、今予算書に載つてお
るものを基にしての御説明だと思つて
頂きたい。
○委員長(中川以良君) 承知いたし
ました。

○委員(中川以良君) それでは只今
から銀行の第二封鎖預金の払戻しの件
につきまして政府側から説明を聴取り
いたします。

○政府委員(愛知一君) 只今委員長
からお話のございましたごとく、金融
機関の再建整備の問題に關しまして
御承知のごとく調整勘定というものが
現在存在しておるのでございますが、
その後調整勘定の整備の進捗状況に鑑

みまして、中間処理として、いわゆる
第二封鎖預金の相当部分について払戻
しの措置をとることが適當であろうと
考えておるわけでございませう。その詳
細な政府側の考えを申し上げます。その
行局長から説明をさせていただきますと、
かようにお願いを申上げる次第でござ
います。

○政府委員(河野通一君) 調整勘定の
処理につきまして御説明申上げたいと
思ひます。

実は、この問題は長い間の経過を辿
つて参つたのでございませうが、本日私
の名前で、各金融機関に對して中間処
理をできるところについては認めて参
りたいというところで、申請をさせるよ
うに通達を出す予定にいたしております
す。この調査勘定と申しますのは、只
今政府次官からお話のございました
ように、昭和二十二年の金融機関再建
整備法に基いてできたものでありま
す。金融機関再建整備法と言いますの
は、あの当時、企業再建整備、金融
機関の再建整備、戦時補償打切、こ
の三つの大きな法律体系の下におい
て、過去における戦争中からの何と言
いますか、経済全般に對する大手術を
行なつた措置であります。その後その
金融機関再建整備法によつてやりまし
た大体の概要は御承知かと思ひます
が、簡単に申上げて見ますと、或る
一定金額以上の預金なり、或いは保険
金支払の債務なりを政府が補償をして
も、これを新勘定に入れて必ずそれだ
けは確保する、それを超える分につ
きましてはこれは旧勘定に入れる、旧勘
定の中で利益金が出て来ればそれを払
う。それまでは支払を抑えるという
措置であります。簡単に申上げます

と……。その後いわゆる旧勘定という
制度を廃止いたしました。これが
調査勘定という制度になつたわけであ
ります。その後調整勘定がだん／＼、処
理をいたして参りますに應じまして、
或いはその当時とても価値がないと
思われたような価値が上つて参ります
とか、或いは有価証券、株とか、社債
等でもこれは無価値であつて来ると思
つたものがだん／＼価値が出て来る、
或いは不動産等が当時非常に価格が安
かつたもので処分したつてみま

と、相当な値が出たといつたようなこ
とで、調整勘定にだん／＼利益金が実
は溜つて参つたのであります。数字は
後ほど申上げますが、そういうわけ
で、これを或る程度支払われるなら
ば、打切られた旧預金者等に支払をし
たらいいじゃないかといふことで、金
融機関側からも長い間に亘つてこの支
払をしたいといふことの要望が非常に
強く実は出て参つておつたのであり
ます。然るに私どもはこの問題につ
きましては、これを最終的に処理するに
ついては、或いは御承知のように、渉外
関係の債権債務、在外資産、負債、或
いは閉鎖機関に對する債権債務、こ
ういふようなもの、或いは企業再建整備
によつて行われたものが非常に未確定な
要素が多い。特に對外関係の債権債務
につきましては、非常にこれが未確定
な要素が多いのであります。諸和條
約ができました際にございまして、こ
らの問題も或る程度並行して將來の見
通しも付くかと実は考えられた点もあ
りましたので、少くとも平和條約の発
効を見るまでは、こういう未確定の要
素が非常に多いので、調整勘定の処理

と……。その後いわゆる旧勘定という
制度を廃止いたしました。これが
調査勘定という制度になつたわけであ
ります。その後調整勘定がだん／＼、処
理をいたして参りますに應じまして、
或いはその当時とても価値がないと
思われたような価値が上つて参ります
とか、或いは有価証券、株とか、社債
等でもこれは無価値であつて来ると思
つたものがだん／＼価値が出て来る、
或いは不動産等が当時非常に価格が安
かつたもので処分したつてみま

と……。その後いわゆる旧勘定という
制度を廃止いたしました。これが
調査勘定という制度になつたわけであ
ります。その後調整勘定がだん／＼、処
理をいたして参りますに應じまして、
或いはその当時とても価値がないと
思われたような価値が上つて参ります
とか、或いは有価証券、株とか、社債
等でもこれは無価値であつて来ると思
つたものがだん／＼価値が出て来る、
或いは不動産等が当時非常に価格が安
かつたもので処分したつてみま

ということとは見合せて参らなければならぬということでも参つたわけでありませう。然るに講和條約の発効を見ました後におきましても、これらの渉外関係の債権債務というものは、個々の外交交渉によつて今後きめられることに相成つておるわけでありまして、この未確定要素が直ちに解決はできないような状態でありませう。併しながら、一方で先ほど申し上げましたように、調整勘定の利益金はだん／＼溜つて参つております。一例を銀行について申し上げますと、全国の銀行で打切られたいわけの第二封鎖金が百八十億ございます。それに対して調整勘定の利益金が現在七、八十億に上つておるかと思ふので、そういうふうで、相当な調整勘定の利益金も出て参つております。従つていろいろな要素を十分頭において、支払えるものは支払つたほうが戦後の跡仕末の整理を進める意味におきましても適當ではないか、特に打切られた預金者の利益のために、払えるものは払つたほうが適當であるという観点に立ちまして、今般この処置をいたしたいと考へた次第であります。但しこれを行いますには、先般申し上げました未確定要素が幾つておりますので、これら未確定要素について十分なる準備を積んで、なおかつ支払える範囲において支払いをする。従いまして、この処理は対外関係の債権債務の処理が最終的にきまるまではどうして中間的処置になる。最終的処置はどうしてもできませんので、中間的な分配をいたすということにいたしたいと考へておるのであります。これが処理をいたします際には、今申し上げましたように、対外関係の債権債務が如何なる

外交交渉の結果どういふふうになるか、まゝと申すところ、この支払に支障を来たさないというようにいたさなければならぬ。と申しますのは、仮にそれらの問題について、非常に甘い考えの下に打切られた第二封鎖預金等を支払つてしまひまして、あとで強い対外関係からの要求が出た場合において、それが支払えない、そうすると、支払つた第二封鎖預金に対して、もう一遍取戻す処置、或いは国がいわゆる補償をしなければならぬといふ措置、或いは再建整備をもう一遍やり直さなければならぬといふことがないように、この三つのことはどちらも好ましいことではありませぬので、そういうことのないように十分のリザーブを持つて、払えるものは払う、支払方法は再建整備法に詳しく書いてありますが、打切つて参りました、切られて行つた順序の逆に行つて行く、同じ預金でありましても、相当多額の預金と少額の預金と打切つて行く順序が違ひます。従いまして、今般支払いをする場合、多額預金のほうが先に打切られたのでありますから、少額預金、あとで打切られた預金のほうへ、先に返す。丁度打切つて行つた逆のコースで支払つて行くという措置に相成るわけでございます。詳細は非常に複雑になつておりますので、大体のことで御了承願ひたいと思ひます。

もういつた考へ方での処置をいたしたい、一方で、金融機関の中には例え生命保険会社等、総額で約三十八億に上る政府の補償を受けております。従つて今申し上げましたように、打切られた逆のコースで支払つて参るのではありません、先ず第一に利益金のうちから払う。そういたしますと、生命保険会社等におきましては、恐らく今のところは中間的に支払える会社は先ずなかろうかと思ひます。銀行の中にはおきましては、大體の見当であります。大體三分の二程度の銀行は或る程度、程度の差はありますけれども、支払いができるのではないかと、いふふうに考へております。この中間処置は只今申し上げましたところでおわかり願へると思ひますが、一種の、何と申しますか、清算勘定の、会社が清算した場合の残余財産の分配ということに相成るわけでございます。従いまして、その調整勘定の中で、いろ／＼財産を処分したりして出て来ましたところの利益金のうちで残余財産を分配する、こゝにいつた仕組になるわけでございます。従いまして、これは今生きておると申しますか、業務を続けておる金融機関自体の勘定、或いは信用には全然影響のないこととあります。旧勘定の調整勘定の支払の打切られた預金の率も高いものと低いものとがありましようとも、これは昔のいわゆる新勘定、現在の生きつておる金融機関の信用には全然影響がない。従いまして、場合によりましては、或る銀行においては例え五割打切られた預金者に支払ができる。或る銀行においては三割しか払うことができない。或る銀行においては全然中間的な支払いができないといふことが起つて参りますが、これらは別にその銀行の信用がないために支払う率が少ないのではないのであります。何と申しますか、清算会社の残余財産の分配である、そういうふうな了解せられなければならぬ。生きておる新勘定、い

わゆる現在の生きておる金融機関の信用とか、資産内容のよし悪しには影響のないこととです。こういうことに相成るわけですから、そういう考へ方で支払ができるものにつきましたは、打切られた、迷惑をこうむつた旧預金者等に対して、できるだけ支払いを進めたい。こういう結論に到達いたしました。中間処置の処置をいたしたい、かように考へておる次第であります。

金融上相当、過去の実は整理の問題でありますけれども、大きい問題でございます。丁度国会も開かれておりますので、私から一応御説明を申し上げた次第であります。御了承願ひます。

○野澤勝君 私よくわからんのだが、お伺いするのですが、これはあれですか、別に法律案も出てないようございませうから、行政措置としてやるつもりなんですか、どういふ御趣旨なんですか。

○政府委員(河野通一君) これは法律に基いて行政措置としてできるわけですが、大蔵大臣がその中間分配の承認を出せばいいわけです。今日実は法律に別に関係がございませぬので、特に申し上げることは必要がなかつたと思ひますが、折角の機会でございますので御説明を申し上げます。御了承願ひます。

○野澤勝君 誠に結構ですが、これは一体こういう予算的に関係するものは、むしろ大蔵大臣の承認を得るということは便宜的処置であつて、本質は国会におけるべきもので、むしろ国会の問題は国会に出されたことは大蔵省としては珍らしいこととです。(笑声)

質問の第二は、大體大蔵大臣はこれを承認したんですから、承認しようとしておるのだから、あらかじめどのくらい一体支払いの総額を考へておられるのですか。

○政府委員(河野通一君) 金融機関は、御承知のように銀行だけではなくて、信用金庫、相互銀行、生命保険会社、生命保険会社につきましては、大體調整勘定という整理を必要とせまゐるから、これはございませぬが、まあ非常に数の多いものであります。個々の数は農業協同組合まで入れますと、万に上るような数でございませう。一々にしてな／＼計算はつきりいたしません。これから個々の銀行或いはその内容の十分に審査した上でないとはつきりしたことは申し上げられませんが、銀行について申し上げますと、今申し上げたように、大體百八十億の打切られた預金に対して七十億程度の利益金がある、併しその七十億の利益金のうちでやはり先ほど申し上げました債権債務に対するリザーブをおく、これはどの程度リザーブをおくかといふことは、いろ／＼研究してみましたが、この七十億全部を支払うといふことはむしろかといひます。そのうちの大部分は外国債権債務の中間支払に当て得ると考へております。その他の金融機関におきましては、大體支払ができるものとしては非常に少ないと思ひます。と申しますのは、政府補償を皆受けておりますから政府補償を受けてないものだけに中間分配として支払ができる、金融機関の数は銀行以外非常に少ないのではないかと考へております。全然ないとは言えないと思ひます。

打切られた預金者に対して迷惑が過ぎ

するときは、主算するとき、子算に一
 施計上しておるわけですね、それから

思が走つてやがすしく議會でも何して
いるのだが、そういう点について考え

て、その整備如何によつては掛い戻しの額は違ふというのですね。これは今

海とか、或いはシンカールとか、そういった所に店を持つておる銀行の向う

における預金や貸出なんか、或いはそちらのほうに建物を持つておれば、その建物が在外資産になる、そういうふうな債権債務の処理、殊に中国大陸における債権債務は非常に量としては大きいわけでありまして、上海、天津、北京等に店を持つておつた銀行の勘定、これらの勘定はどう処理されるかということが非常に大きな問題となつて残つております。従いましてこれらの処理についてできるだけリザーブを置いた上で処理する、こういうわけでありまして、これができませんと、又先ほど申し上げましたように、これを政府補償をしなければいかんということが外交交渉次第によつて起つて来るという心配があります。そういうことは国民の負担でやらせることはまだ適當でない。然らば新勘定をもう一遍整備しなければならぬことになる、又大手術をやらなければならぬ、そういうことがないようになつた。それが第二点。

それから信用の問題であります、各金融機関が支払ができる、金融機関の中でAの銀行は五割、Bの銀行が二割というようにことが信用にそれは事実問題としては非常にわからないように影響するといふことは確かであると思ひます。できるだけ私どもはそういうことがならされるように努力したいと思ひますけれども、やはり法律の立場から言いますと、どうもこれは過去の清算会社の残余財産の分配というふうに考えない限りにおいては、どうしてもやはり国が何か入れてやるか、或いは今育て掛つておる新勘定に何かいたさないといふ解決が付かない、この点に我々もいろいろ苦勞をしておる。同じ払う率の問題だけでなくして、全然払えない金融機関と、払える金融機関との間の関係もこれはあるわけでありまして、どういふふうに措置すべきか、いろいろ財政当局その他にも相談したものであります。やはり結論といたしましては、更に財政負担を加重するような措置は絶対にいけない、さればといつて或いは金融政策として、新勘定を育てて行くといふ目的でできた新勘定を切つて、これを危くしてしまふ旧勘定の預金者に払うといふことは絶対にいけない。そういうことは絶対に行けない。そういういたしますとできるだけ行政の許可範囲においてならされることを望むのであります。これらの利益金について十分にその辺の検討を加へまして、できるだけこれらのことが新勘定に影響しないように処置したいと思ひます。具體的には、各銀行等におきましても多額に払える銀行がいろいろそれを悪い意味で自分の宣伝の具に供するようないふことはできるだけ戒めるように配慮いたしたい、かように考えておる次第であります。

○木村義八郎君 前に私は戦時公債の利払い停止のときに、このことを問題にしてブルするといふような考えを持つたわけですが、これもやはり打切るときは法律によつて打切つたのか返すときに政府が個々に返すといふことは、何だか普通の事業会社の清算と違ふような気がするものでやはりブル的な考え方をとつたらどうですか。対外債権の問題はいわゆる預け合勘定のあれじやなくて別なものでね。三菱、三井銀行等の対外支店の問題ですね。○政府委員(河野通一君) ブールの考へ方は、実はあの法律を作りますときにも内部でいろいろ議論がありまして、確かにこの措置は法律によつて強行した措置でありますけれども、只今申し上げましたように個々の銀行の預金者にして見れば、これはやはり打切られた後において、その個々の銀行の中から利益が出て来たものは、その銀行の預金者に均等すべきものであります、本来ならば均等できるものを他の銀行の預金者のためにそちらの利益を渡すといふことは、これはやはり銀行が別な銀行であるにもかかわらず、そういう措置をするには行過ぎじやないかといふのが私の結論になつたわけでありまして、確かに議論はありまして、木村先生もお考えになつて無理であることはおわかりと思ひます。何と申しましても独立の人格を持つた金融機関と取引した預金者でありますから、それを他の金融機関の預金者のためにそれをブルするといふことは、少くとも現在の株式会社組織であります個々の銀行という立場からそれをやるべきじやないといふのが私の結論であります。

○委員長(中川以良君) ちよつとお話いたしました。向井大蔵大臣は御就任以來、本会議又は予算委員会等には御出席でありましたが、当委員会には未だお出ましなかつたのであります。が、本日予算委員会に出席中のごさいます、特に本委員会に出席をされまして皆様に御挨拶を申したいといふこととでございまして、大蔵大臣の御発言をお願いいたします。

○國務大臣(向井忠晴君) 私は就任以來ずつとこちらに参らなければならんと始終氣にかけておりましたけれども、新聞を見ましてもこちらの會議のことが出ておるので相済んと存じておりましたが、何にいたせよ殆んど衆議院の予算委員会に没頭してございまして、こちらに参る暇がございせん。誠に失礼ではございませうがどうか悪しからず御諒恕をお願いいたします。衆議院のほうの委員会も間もなく終ると存じますが、終りましたらせいで勉強して参ります。どうかよろしくお願い申し上げます。

○委員長(中川以良君) なお只今衆議院の予算委員会はまだ続行中ですが、本日時に委員長もお願ひをして御出席を願つたわけでありまして、本日大蔵大臣に對する御質疑は控え頂きまして次回にお願いいたしたい、さうに御了承願ひいたします。

○波多野鼎君 今の封鎖の払い戻しで、例の在外公館の借入金の問題のときに、物価指数などを考へたり何かして相当物価の上昇、つまり貨幣価値の下落の点を勘案しておると思ひますが、そういう考慮は今度はしないのですか。

○政府委員(河野通一君) 対外関係の債権債務につきまして、物価その他の換算率の問題が大体主だと存じております。外貨建になつております債権債務の関係、これがどういふ換算率で弾かれることになるか、私どもはできるだけ低い換算率を望みますけれども、どういふふうなことになるか、この点が実はわからないわけですが、今後外交折衝に待たなければならぬとせよ。まあ言葉が非常に悪いのですけれども、その外交折衝で相当きつゝ條件が出た場合においても、それに対して支払ができるだけの準備はさせたい。ですから、折衝次第によりましてはそれのリザーブを取つてもなお且つてきないといふこともあり得るかと思ひますけれども、少くとも最大限のリザーブを取つて行きたい。実は再建整備のやり方は御承知だと思ひますが、対外関係の債権債務の処理は……

○波多野鼎君 ちよつと、対外関係のことを言つておるのじやなくて、私は預金を払戻す場合に物価指数などを考慮して払うかといふことなんです。

○政府委員(河野通一君) お答えいたします。国内の問題で……、失礼いたしました。それはやはり預金として、その当時打切られないで上に上つた、預金といたしましてはそれは残つておつたといふことになるわけとでございまして、払戻しに當つて物価指数で換算をいたしましていたすといふことは適當でないと思ひます。それからもう一点は、同じようにその利益の中でしか払えないのですから、これを物価指数で幾ら換算してみても、政府が何か金を出すというのなら別ですが、けれども、換算してみても利益が大体七、十億なり何なりを、みんなに配分する場合に、物価指数が上つておつて対外価値が下つておるからこれを何倍するといふことは余りいいことじやないと思ひます。

○波多野鼎君 そういふ点はまあ利益の上つておる銀行と上つていない、まあかつの銀行とあるだろうと思ひます。例えば上つておる銀行が百円の預金を百五十円で払うといふようなことをするの認めますか、認めませんか。

○政府委員(河野通一君) これはまあ当然百円の預金は百円で、幾ら全部払つても百円以上は払わない。やはりこ

これは新勘定にそのまま預金が残つていてもその通りであります。

○大矢半次郎君 関連するのですが、再建整備法の規定に関連いたしまして、旧勘定を整理して利益が現存しておる場合には、債権をのけたものを、利益を予定した限度において支払うというものは当然なことと思いますが、ただ地方におきましては旧勘定の方面において相当成績を上げておるにかかわらず、旧勘定の中で他の銀行よりも比較的支払がでないというものは、一般大衆を相手にして金融をする銀行の措置としては非常に面白くない。従つて突はこれに對する救済方法を考へてくれという要望がありまして、そのうちの一つは、旧勘定の資産を新勘定に引継ぐ場合には、不動産の評価は、恐らくこれは物価はそのままで行くべきじやなからうかと思ひます。然るに資産の再評価をいたしますと、そこに相當の利益が出て来る。その利益は實際から言へばこれは旧勘定に属すべきものだと思ふのであります。そういうものをあえて旧勘定の利益として支払つて、そしてその金融機関の信用を保持したいというものは、誠に私には實質的なものなことだと思ひます。もう一つは、新勘定において銀行は相當収益を上げておるから、株主總會の決議を待つて新勘定の利益の中から経費として幾らか差引いて、できるだけ他のほうに支払つて銀行並みにやつて行きたいということも尤もだと思ひます。先ほど銀行局長からのお話の中においても相當考慮すべきものがあるやに伺つたのであります。従ひましてそういう点を十分検討して、そうしてできるだけ金融機関の全般の信用保持のために万全の措置を講じた上にこの支払をなさねばならぬじやないか。然るにそれでもできるだけ早く支払うのはいかからと言つて、すぐ申請書を出さしてとんとんそれを承認して金をあれるというものは、まだ措置としては十分でないのじやなからうか、こゝういふ感じがいたしますが、如何でございませう。

○政府委員(河野通一君) この問題は私も急にきめて急にやるということではなないのであります。先ほどお答え申し上げましたように、数カ月前から各方面いろいろ議論をいたしておりました。御指摘のように各金融機関の間に分配の率が違うということも理窟はさておいて、實際問題として新勘定自体の信用にも非常にそれはいろいろ利用される、場合によつては悪用されるということもあり得ようと思ひますので、私も金融全体の安定のためにはできるだけそれがならされることゝ適當であらうと考へております。そういう観点からいろいろな点で検討して今具體的に御指摘になりました点で、これらの問題を検討する場合の一番大きなポイントとであつた。結論を先に申しますと、やはり第一点の不動産のほうは非常に値上つておる。これが従来旧勘定に属しておつたものであるから、この値上つた分については旧勘定のほうに入れるべきだという意見もございました。この点につきましては、私も、この金融機関の不動産といふものを少くとも營業用に使つておるものにつきましては、これはやはりそれを評價換えをして大きな利益を出してそれを旧勘定の預金者に配るといふことは、營業用不動産としては適當じやない。併し一般の私有不動産であつて、實際營業用に必要のないものもあつて、それから、こゝういふものはできるだけ処分をする、そういう処分をした結果出て来た利益金は旧勘定の中に入れて、そして旧勘定の預金者に支払うというような措置はできるだけ講じて参りたい。これによつて今お話になつたような弊害が若干でも除かれるならば、そうふうな点については十分考慮して参りたい、こゝう考へております。第二点、新勘定の利益金の一定部分を旧勘定の預金者の支払に當てるということとは、再建整備法自体を作りました当時の趣旨からいひましても、現在やはり新勘定をできるだけ育成したいという観点からいひましても、これはとるべき措置でないかと私も考へております。と申しますのは、これをやりますと結局新勘定の相當強い銀行におきましても無理をして支払をしななければならぬ。現に或る銀行におきましては一〇〇%旧勘定の預金者に支払ができる銀行もあるわけでありまして、ところが或る銀行では、一〇〇%支払をするために新勘定の利益を食うかといふことになりまして、銀行によつては相當強い衝擊を受ける。これらの点について私も新勘定を堅実に規制するためにとつたこの措置の基本的な考え方にも反するようには見受けられませんが、第二の措置につきましては私も賛成いたしません。併しこの問題は検討の過程におきましては、一番問題になりました大きなポイントの一つであります。併し結論は、今申し上げたように長い間研究をいたした

のでありますけれども、どうも適當でないといふことに相成つたのであります。

○大矢半次郎君 ちよつと伺ひたいのですが、銀行の資産再評価をした場合に、營業用の不動産は再評価をしたのですか、しないのですか。

○政府委員(河野通一君) 或る程度はいたしております。再評価をした分については、これは旧勘定に入れるべきじやないかという御意見は確かにあると思ひます。この点は十分に今検討を加えております。支払につきましては結局は、これからだん／＼準備をいたしまして實際承認をいたしますまでは、恐らく数カ月はかかると思ひます。来年の二、三月、早くても二、三月頃にやると思ひます。これらの問題につきましても、個々に十分に金融機関からの申請の内容を見まして、法律の許す範囲においてこれは研究いたしたいと考へております。

○大矢半次郎君 それから第二の新勘定のほうの基金の債権云々といふのは、これは極端なことをすると、おつしやる通りになりますけれども、これは株主總會でも恐らく承知しない、できただけ他の方面との開きを少なくしようという趣旨でやつた場合、大蔵省の考へによると、新勘定と旧勘定のバランスもこの程度でよろうかという見当ですぐ承認をするといふこともあり得るのじやなからうか。然るにそれは全部いかん／＼頭からきめてかかるというのはいさ／＼行過ではなからうかと思ひますが、如何でしようか。

○政府委員(河野通一君) まあ程度問題の点もございしますが、私も新勘定をできるだけ堅実に育成をして行く

という立場から、新勘定の利益を食つて旧勘定の預金者に支払をするといふような措置は適當でないと思ひます。

○大矢半次郎君 大体趣旨はわかりました。私が、私はこゝういふ問題がありまして、一応申請書をとるのはいかから、それらの問題も十分考慮の上で承認をするといふので、余り承認を急がれないほうがよろう。慎重に御検討の上おやりになることを希望いたします。

○松永義雄君 大体今大矢さんの聞かれたことであつたと思ひますが、先ほど利益、利益とおつしやつておりましたけれども、家具とか建築物の値上りなんかの利益ということもあるのですか。

○政府委員(河野通一君) どちらも入ります。例えば旧勘定に属しておつた資産を処分して利益が出て来る。或いは有価証券で殆んど無価値であつたようなものがだん／＼又値が上つて来た。或いは債権で取れないと思つておつたものが取れて来たといつたようなものがございします。

○松永義雄君 在外財産の処分ということ、預金額よりも、普通そういふことがあるのかないのか知りませんけれども、預金額より余計な、清算の結果財産が残るといふのは、それは當然清算したものを預金者に分けるというのですか。

○政府委員(河野通一君) これは御承知のように預金者はやはり、例えば百円の預金を持つておられますと百円の預金が限度であります。これは波多野さんのお話がありましたのと関連するわけですが、これはやはりそこまでが限

りません。例へば、大矢さんの聞かれたことであつたと思ひますが、先ほど利益、利益とおつしやつておりましたけれども、家具とか建築物の値上りなんかの利益ということもあるのですか。

○委員長(中川以良君) 次回の委員会でございまするが、明日は本会議はど

ございませんし、明後日は土曜日になるのであります。月曜日まで休みますか、或いはその間やりすか、どうぞございませうか。大して今急なものはないので、月曜日まで休みますことに……。

○波多野鼎君 資料の要求をしておきます。大蔵次官の専門のほうだからしつかりしたものを出して頂きたい。それは日本開発銀行の問題ですが、補正予算で見ていると、開発銀行からの国庫納付金が二十六億円減じておりますね、当初予算よりも。そこで、どういう事情でこれが減じたかということがわかるような詳しい資料を出して頂きたい。

○小林政夫君 先ほどの国民金融公庫の問題ですが、この前ちよつと金利の件を聞きましたが、遺家族援護公債及び母子家庭に対する融資十億と五億、これの業務方法書的な、貸付条件について月曜日までには書類を出して頂きたい。

○委員長(中川以良君) さように取計らいます。

月曜日の時間でございますが、本会議が午前中にございまして午後一時から開会いたします。本会議がなければ午前十時から、それでよろしうございませうか。

○木村福八郎君 月曜日にやることは賛成ですが、関連して、中小企業の方策について聞きたいのですが、そこで通産大臣か通産省の人にそのときに来て頂きたい。

○小林政夫君 全般的な金融、例えば中小企業融資とか、全部関係者に出てもらつて討議する機会を持つたらどうかと思ひますが……。

○木村福八郎君 それは別に異議ありませんが……。

○委員長(中川以良君) 中小企業庁長官でも呼びまして、今小林君の御提案は別個に考えることにいたしましたら如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会